

VWディーゼルスキャンダルと 国際裁判管轄

—— EU司法裁判所2020年7月9日判決について ——

元法科大学院教授 野村 秀敏

目次	Ⅲ 学説による評価
はじめに	1 原因行為地
I 問題の所在	2 第一次的損害と派生的損害の区別
II EU司法裁判所2020年7月9日判決	3 結果発生地
1 事実の概要と訴訟の経緯	i 従来判例
2 Sánchez-Bordona 法務官意見書	ii 物的財貨と結び付いた財産損害
3 判決本文	IV 日本法への示唆

はじめに

私は、本年（令和3年）3月末をもって専修大学を定年により退職した。専修大学では、定年退職教員は、法学研究所主催の「退職教員を囲む会」か、最終講義かで、同僚教員や学生諸君などを相手に何らかの講演を行うのが慣例となっているようである（囲む会と最終講義の双方を行う方もいるし、両方とも行わない方もいるようである）。私もそれぞれについてお誘いを受けたが、昨今のコロナ禍もあるので辞退させていただいた。本稿はそれらに代わる御挨拶のための小論という意味も込めて、ここに掲載させていただくものであるが、はじめに、なぜ、このような詳細な判例研究のようなものを、そのような趣旨の論考とさせていただくのかの理由を説明させていただきたい。

上記の「囲む会」では、退職教員は、自己の生い立ちに始まり、大学、大学院生活を経ての研究生生活を語るようであるが、そのようにプライベートをさらけ出すことには少々気ははずかしい思いもあるので、するのであれば最終講義をさせていただこうかとは考えていた。もっとも、最終講義でも、冒頭で簡単

には研究生活に関する話しはされるが、大部分は、その方のそれまでの業績を踏まえた体系的・抽象的な話しをされるか、ある程度包括的なテーマで大きな話しをされるのが通例であろう。

私の研究生活に関しては、専修ロージャーナル前号掲載の私の「履歴・業績」から推察していただきたいが、そこから窺えるように、初めての本格的な業績は民事保全に関するものであった。その『保全訴訟と本案訴訟』は、一橋大学大学院博士課程の修了に際して、恩師竹下守夫先生の指導の下にいわゆる単位修得論文としてとりまとめたものを基礎に、その後手を加えて、当時勤務していた成城大学法学部の研究叢書の1冊として刊行していただき、博士の学位論文としたものである。そして、この民事保全の領域は、その後の私の研究生活における主要テーマの1つとなっており、さらに2冊の論文集を刊行させてもいただいた。そこで、最終講義に代わる本稿のテーマとしては、この領域での理論と実務の双方に跨るテーマを考えてそれなりに準備もしたが、当初想定した方向では論旨をまとめることができないこととなってしまったので、それは断念した。

他方、上記の博士論文を刊行した後、私は、竹下先生のご紹介もあり、ドイツにおける民事保全の分野での権威であるフライブルク大学のディーター・ライポルト先生の許で海外研修をする機会を得た。ライポルト先生の許では何回か海外研修の機会を得たが、その2回目はドイツ再統一の1990年のことであった。そして、その前年には、アムステルダム条約によってEC/EUに民事手続法関係の分野の立法権限が与えられ、その後、多くの当該分野の規則が制定されることとなった。すなわち、当時は、現在とは異なり、ヨーロッパやEC/EUの将来は明るい希望をもって見られていたのであり、そのような事情もあるのであろう、多くのEC/EU司法裁判所の判例が公にされるようになっていた。無論、明るい未来という事情は他の法分野でも同様であり、それを背景として、今野裕之教授を中心に、国際商事法務誌上に「EC企業法判例研究」の連載が開始されたが、私も、民事手続規則関係の判例の担当として、これに参加させていただいた。また、私は、これを契機として、単なる判例研究以上のEU民事訴訟法や国際民事訴訟法に関する論考も何点か発表させていただいている。すなわち、EU民事訴訟法も私の研究生活における主要なテーマの1つであり、上記連載の中で公表させていただいた論考を中心にまとめて、安達栄司教授と共同で『最新EU民事訴訟法判例研究I』という編著書も

公刊させていただいている。また、その後の判例研究等をまとめて、今度は私の単独編著により『最新 EU 民事訴訟法判例研究 II』が刊行される予定となっている。私の研学生活もこの先、それ程長くはないであろうが、これらの I と II を基礎として、研学生活の最後に、『EU 民事訴訟法』に関する体系書をまとめてみたいというのが希望である。無論、EU 司法裁判所では、これらの編著書に収録した判例の後にも次々と新たな判例が生み出されているわけであり、体系書の執筆のためにはそれらもフォローしなければならず、「本稿」と本誌巻末に掲載の「判例概観」はそのためのものである。

以上、退職に際しての御挨拶といいながら、このような小論を掲載させていただく所以を長々と述べさせていただいた。

I 問題の所在

EU 司法裁判所は、近時、多くの民事手続規則関係の判例を公表してきており、その数は毎年 20 件程度にのぼる。そのうちでも大部分を占めるのがブリュッセル Ia 規則関係の判例であり、とりわけ国際裁判管轄に関する判例の数が多い。そして、その国際裁判管轄に関するもののうちでも、契約上の義務履行地の裁判所の特別管轄と不法行為地の裁判所の特別管轄に関する判例が多く目につく。また、不法行為地管轄に関する領域で、理論的に興味深く、実際上も重要である上に、ある程度まとまった数の判例が見られるのが、インターネットによる人格権（名誉・信用等）や知的財産権（特許権・商標権・著作権等）の侵害事件における国際裁判管轄の分野と、純粋財産損害の場合の不法行為、すなわち経済的損害のみを生じさせる（具体的な法的財貨の侵害を経ずに、総体財産の減少のみを生じさせる）不法行為に係る国際裁判管轄の分野である。

上記の二つの分野のうちの後者の分野に関して、私は、EU 司法裁判所の幾つかの個別判例について判例研究を公にしている¹、比較的最近、それらを総合した

1 ①野村秀敏「無記名債券の発行者に対する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」国際商事法務 43 卷 10 号 1574 頁以下（2015 年）、②同「純粋な財産損害と不法行為地の国際裁判管轄」国際商事法務 46 卷 11 号 1596 頁以下（2016 年）、③同「選択的流通合意違反と不法行為地の国際裁判管轄」国際商事法務 47 卷 7 号 906 頁以下（2019 年）、④同「目論見書責任と不法行為地（結果発生地）の国際裁判管轄」国際商事法務 48 卷 3 号 422 頁以下（2020 年）。すべて、同編著『最新 EU 民事訴訟法判例研究 II』（信山社・近刊予定）に所収。以下、野村・前掲注（1）①～④とする。

論考も発表している²。ところが、その後、EU司法裁判所は、さらにもう一つ新たな判例を公表している³。もっとも、同裁判所は、当該事案を、経済的損害のみを生じさせる不法行為の類型には位置付けていないが、法務官意見書はそのように見ていたし、少なくとも、それと密接な牽連性を有することは事実である。当該事案は、VW（フォルクスワーゲン社）のディーゼルエンジンに関する排ガス規制逃れのための不正ソフトウェアに係る事件であるが、この排ガス規制不正事件に関連しては、ドイツ本国においてはもちろんのこと、世界中で多数の訴訟が提起されたりして、大問題となった⁴。そのうちのEU加盟国の一つであるオーストリアで提起された損害賠償請求訴訟において、その裁判所の国際裁判管轄が問題となり、不法行為地管轄に関するブリュッセルIa規則7条2号の適用が問われて、上記のEU司法裁判所の判例に繋がった。以下、本稿では、当該のEU司法裁判所2020年7月9日判決の事案と法務官意見書・判決を見た後（Ⅱ）、従来の関連判例の中にそれを位置付けつつ、当該判決に関する判例研究によって、それに対する学説の評価を確認する（Ⅲ）。そして、日本法との関連で、簡単な感想めいたことを述べて、最後のまとめとすることとしたい（Ⅳ）。

Ⅱ EU司法裁判所2020年7月9日判決

1 事実の概要と訴訟の経緯

定款上の目的として、消費者から裁判上訴える目的で譲り受けた請求権を裁判所で主張することを掲げているVKI（Verein für Konsumenteninformation = 消費者情報協会）は、2018年9月6日に、クラゲンフルト（オーストリア）地裁に、VW（Volkswagen AG = フォルクスワーゲン社、本拠・ヴォルフスブルク〔ドイツ〕）を相手取って、3,611,806ユーロ（プラス遅延損害金等）の支払と、同社が未だ数額化できない（又は）将来発生する、すべての損害について責任を負う旨の確認を求める申立てをもって、訴えを提起した。

その際、VKIは、その訴えを、VWの不法行為または準不法行為に基づくもの

2 野村秀敏「経済的損害のみを生じさせる不法行為と結果発生地の国際裁判管轄——EU司法裁判所判例からの示唆」JCAジャーナル67巻6号28頁以下（2020年）。

3 Judgment of 9 July 2020, Verein für Konsumenteninformation, C-343/19, EU:C:2020:534.

4 この点の概略に関しては、以下のウェブサイトを参照。[わかりやすいフォルクスワーゲン排出ガス規制不正問題まとめ | 車査定攻略ネット \(car-rider.jp\)](http://www.car-rider.jp)

であるとしつつ、以下のように主張した。574名の消費者が、オーストリアにおいて、モーターEA 189を搭載したVWの製造に係る新車又は中古車を購入した。これらのモーターは「スイッチ切断装置」を装備していたが、そのような装置を装備することは、軽乗用車と実用車からの排ガスに関する自動車の型別認可基準（Euro 5とEuro 6）並びに自動車の修繕・整備情報へのアクセスに関する2007年6月20日の欧州議会及び閣僚理事会規則第715/2007号によると、違法である。なぜなら、当該装置に組み込まれているソフトウェアによって、試験台上で自動車を走行させると、規定の上限値を遵守した排ガス排出量を表示させることができるが、実際の条件の下で、すなわち、当該の自動車が道路を走行する場合に排出される有害物質は、規定の上限を何倍も超える量に達していたからである。この操作ソフトウェアによってのみ、VWは、モーターEA 189を搭載した自動車について、EUの法規定による型別認可基準を遵守することができた。

上記消費者がそれぞれ問題の自動車を購入した後の2015年9月18日に、VWがこれらの自動車の排ガスデータの操作を行っていたことが露見した。VKIによると、上記の574名の自動車の購入者は、問題の操作を知っていたならば、その自動車をおよそ購入しなかったか、少なくとも30%は安い値段で購入したはずであるから、VWの排ガスデータの不正操作によって損害を被っている。574名は、その損害賠償請求権をVKIに譲渡し、VKIは、これを基礎に上記の訴えを提起した。

VKIは、クラーゲンフルト地裁の国際裁判管轄を理由付けるために、不法行為地の裁判所の特別管轄を定めるブリュッセルIa規則7条2号を援用しつつ、以下のように主張した。売買契約の締結、代金の支払と自動車の引渡しは、それぞれ、この裁判所の管轄区域で行われた。ここでは、自動車の取得からの単なる派生的損害が問題となっているのではなく、この裁判所の管轄を根拠付ける第一次損害が問題となっている。この第一次損害は各関係消費者の総体財産の減少中に見られるが、早めに見たとしても、当該自動車の売買と引渡地での引渡しの時点で初めて生じたものであり、したがって、クラーゲンフルト地裁の管轄区域内で発生したと言える。この場所で、不法行為責任を根拠付けうるVWの行為が最初に作用し、当該消費者を直接害したのである。

これに対し、VWは、クラーゲンフルト地裁の7条2号による国際裁判管轄権を争って、訴えの却下を求めた。

クラーゲンフルト地裁は、排ガス排出量のデータを操作しうるソフトウェアが第一次損害を惹起し、VKIが主張する問題の自動車の価値低下という損害は、自動

車の物的瑕疵に由来する派生的損害に過ぎないのではないかと考えた。同地裁は、本件の損害賠償請求は、VWの本拠であるドイツで行われた不正行為に関わっており、純粋財産損害（総体財産の減少のみの損害）が不法行為地管轄を根拠付けうるかにも疑念を抱いた。さらに、適切な司法運営、とりわけ受訴裁判所の事件への近さと証拠調べの容易さという不法行為地管轄の正当化根拠からいうと、ドイツ裁判所の方が、客観的に、主張された損害についての責任を解明するのにより適しているであろうし、問題の自動車の売買と最終消費者（そこには中古自動車の買主も含む）への引渡しの地の裁判所の管轄は、直ちには、管轄の予見可能性の要求にも沿わないと考えた。クラーゲンフルト地裁は、オーストリア裁判所の国際裁判管轄の肯定は、EU司法裁判所の判例による、ブリュッセルI a規則の特別管轄規則の厳格な解釈の要求と調和するかも問題とした。

以上のような事情の下で、クラーゲンフルト地裁は、手続を停止し、先行判決を求めて、以下の問題をEU司法裁判所に付託した。

「ブリュッセルI a規則7条2号は以下のように解釈されるべきか。基本手続のような事情の下において、その損害が専ら、ある他の加盟国で発生した不法行為の直接的結果である金銭的な損失に存する場合に、その損害の発生した加盟国の地は、『損害をもたらす出来事が発生した地』と見做されるべきか。」

2 Sánchez-Bordona 法務官意見書

(1) 本判決に先立っては、詳細なSánchez-Bordona法務官の意見書が公表されているが⁵、同意見書は、最初に、ブリュッセルI a規則7条2号の「損害をもたらす出来事が発生した地」とは、原因行為地と結果発生地を含むこと、結果発生地の損害結果は、第一次的損害、直接損害のみを意味し、派生的損害、間接損害を含まないことを確認する（法務官意見書第22節～第25節⁶）。その上で問題提起をし、まず、①VKIが主張する損害の性質（第一次的損害か派生的損害か、物的損害か

5 Opinion of Advocate General Manuel Campos Sánchez-Bordona delivered on 2 April 2020, C-343/19, EU:C:2020:253.

6 以下の諸判例を引用する。Judgments of 16 July 2009, *Zuid-Chemie*, C-189/08, para.31 EU:C:2009:475（安達栄司「企業間の製造物責任事件の国際裁判管轄」野村秀敏＝安達栄司編著『最新EU民事訴訟法判例研究I』227頁以下（信山社・2013年）, of 28 January 2015, *Kolassa*, C-375/13, EU:C:2015:37, para. 50（野村・前掲注（1）①）, of 19 September 1995, *Marinari*, C-364/93, EU:C:1995:289, paras. 14 and 15, and of 11 January 1990, *Dumez France and Tracoba*, 220/88, EU:C:1990:8, paras. 14 and 22.

純粹財産損害か)を解明する必要があるとしつつ、次に、②その損害の性質決定に基づいて、管轄を定めるために重要な場所を確定しなければならず、最後に、③以上の作業によって導かれた結論が受訴裁判所と事件との近さと管轄の予見可能性の観点から修正される必要があるかが、検討されなければならないとする(法務官意見書第27節～第29節)。

(2) 法務官意見書は、上記の問題点①に関して、クラーゲンフルト地裁が不正ソフトウェアを装備した自動車自体を第一次的損害と、その買主の総体財産の減少を派生的損害と捉えていることを確認する(法務官意見書第31節)。そして、自動車に特段の瑕疵がなければ、買主の総体財産には、支払った代金に見合った価値のある自動車が付加されると指摘する。ところが、初めから不正ソフトウェアという瑕疵が付着していたために、自動車の価値が、既に売買の時点で、支払われた代金額よりも低いときは、得られた価値はその代金額に相応せず、自動車の取得とともに、総体財産の減少という意味での財産損害(ただし、判明するのは後の時点である。)が発生するという。本件事案で自動車という有体物が問題となっているからといって、買主の損害が財産損害であるとの性格に変化を生じさせるものではない。当該の自動車に欠陥があることを知ったならば、その買主は(本来取得するはずであった自動車)より粗悪な又は(それとは)別の自動車を取得してしまったと考えるのではなく、より低価値の自動車を取得したと考え、総体財産の減少を被ったと考えるであろう。有体物である(不正ソフトウェアを装備した)自動車により、総体財産の減少の原因が認識されるが、それ自体が損害なのではないのである(法務官意見書第36節～第38節)。

以上から、法務官意見書は、本件事案では、問題の自動車の買主の許で純粹財産損害(総体財産の減少のみの損害)が第一次的損害として発生したと強調する。買主は直接被害者であり、その損害は、それより前に誰かが被った損害の派生的な損害ではない(法務官意見書第39節・第40節)。また、ソフトウェアの不正が自動車が第1買主の許にある間には露見せず、第2買主の許にある段階で露見した場合に関して、法務官意見書は、この場合には第1買主には損害は発生しておらず、損害は第2買主の負担となる(から、それが直接被害者である)と指摘する(法務官意見書第41節)。

(3) 法務官意見書は、原因行為地は自動車の製造地であるドイツであるとの前提で、それを特に問題とせず(法務官意見書第42節)、②の問題点に移る。その際、純粹財産損害の場合には有体物に直接作用する侵害行為が欠如しているから、結

果発生地の確定が困難であることを確認した上で（法務官意見書第46節）、従来のEU司法裁判所の関連判例を概観する。

最初に、意見書は、上記の困難のため、結果発生地を管轄決定の基準としては放棄すべきであるとの提案⁷があることを紹介する。そして、管轄の二重化（「原因行為地」と「結果発生地」の双方に管轄が認められること）は、証拠調べと訴訟形成の視点の下に必要な場合にのみ正当化される（管轄の二重化はそれ自体が目的ではなく、この意味での正当性が認められない場合には排除されるとの趣旨であろう）との議論⁸の存在を指摘する。また、ブリュッセルIa規則7条1号の契約上の義務の義務履行地の特別管轄に関しては、契約上の義務が問題となっているにも関わらず、その適用を否定する判例⁹があることを指摘して、同様の解決は、2号に関してもありえてよいとする（法務官意見書第46節～第50節）。要するに、結果発生地は、一定の場合には、管轄決定の基準としては放棄されてよいとの立場にシンパシーを滲ませつつ、本件事案においても、そうすべきではないかとの考えを示唆しているのである。

もっとも、EU司法裁判所の判例は、純粋財産損害の場合であっても、あくまでも結果発生地を管轄決定基準として維持している。そこで、法務官意見書は、それを放棄する立場に近づいている判例が存在することを指摘しつつも（法務官意見書第51節）、それを維持する立場の判例の分析に向かう。すなわち、意見書は、幾つかの判例が、直接かつ論理的に損害より前に存在し、かつ、何らかの方法で認識可能であった被告の活動によって惹き起こされた作為・不作為と損害とを結び付けている旨を指摘する。たとえば、選択的流通合意違反の事件では、損害は、売上量の減少とそれにより失われた利益にあるとされたし¹⁰、被告の競争法違反の行動が問題とされた事件では、原告の売上量の減少に見られた¹¹。さらに、カルテルの結

7 Universal Music事件（野村・前掲注（1）②）におけるSzpunar法務官の意見書である。

Opinion of Advocate General M. Maciej Szpunar delivered on 10 March 2016, Universal Music International Holding, C-12/15, EU:C:2016:161, para. 38. 学説上も、これを主張する立場がある。本判決の法務官意見書8頁注（28）掲記の文献のほか、野村・前掲注（2）32頁以下で紹介したStadlerの見解参照。

8 Judgment of 10 June 2004, Kronhofer, C-168/02, EU:C:2004:364, para. 18.

9 Judgment of 19 February 2002, Besix, C-256/00, EU:C:2002:99, para. 49.

10 Judgment of 21 December 2016, Concurrence, C-618/15, EU:C:2016:976, para. 33.（野村・前掲注（1）③）

11 Judgment of 5 July 2018, flyLAL-Lithuanian Airlines, C-27/17, EU:C:2018:533, paras. 35

果、高額なトラックの購入を余儀なくされたという事件では、市場で支払われた余計な費用が損害とされた¹²（法務官意見書第52節）。

しかしながら、EU司法裁判所の判例上、このような立場は一般化されなかった。そこで、法務官意見書は、売上量の減少や余計な支出があった地を当てとすのではなく、その前にあった作為と財産損害（総体財産の減少）とを結び付ける判例も見られるという。そして、前にあった作為として何を重視するかには様々な見方があるから、そのような判例の態度は、第一次的損害と派生的損害との区別に関する取捨がつかなくなるほどの議論を生じさせる原因となったとする（法務官意見書第53節）。ただし、従来の3件の判例¹³は、第一段階として、とりあえず一定の作為を捉えて、それが行われた地を結果発生地としているが、それを最終的結論とするのではなく、第二段階として、事件への近さと予見可能性の観点から、当該事件の特有な事情を総合評価して、第一段階で導かれた結論の妥当性を検証するという方法を採用している旨を指摘する（法務官意見書第55節・第56節）。

(4) かくして、法務官意見書は、問題点③の検討が必要であるというところに辿り着いたが、その際、その検討は、あくまで純粋財産損害の場合に限って必要である旨を強調する。また、事件への近さと予見可能性からの検証は、原因行為地と結果発生地のいずれがそのような観点から適切かという意味で行われるのではなく、あくまで、幾つかの候補地の中から、どの地が結果発生地と認めるのに適切かを判断するためにのみ行われる旨を指摘する（法務官意見書第59節・第60節）。そして、その「どの地を結果発生地として認めるのが適切か」に関する個別事案の諸事情に即しての総合評価の一例を判例¹⁴の事案に即して呈示している（法務官意見書第68節・第69節）。

(5) 法務官意見書は、EU司法裁判所の従来の判例の状況を以上のように整理・分析した上で、それを基礎に本件事案を分析する。

その際まず、本件事案は純粋財産損害の事例であり、その意味において、従来の

and 36. (野村編著・前掲注(1)第3篇4の(7)事件)

12 Judgment of 29 July 2019, Tibor-Trans, C-451/18, EU:C:2019:635, paras. 30, 32 and 33. (野村編著・前掲注(1)第3篇5の(7)事件)

13 Judgments of 28 January 2015, Kolassa, C-375/13, EU:C:2015:37 (野村・前掲注(1)①), of 16 June 2016, Universal Music International Holding, C-12/15, EU:C:2016:449 (野村・前掲注(1)②), and of 12 September 2018, Löber, C-304/17, EU:C:2018:701 (野村・前掲注(1)④).

14 Judgment of 12 September 2018, Löber, C-304/17, EU:C:2018:701, paras. 32 and 33.

判例の事案と同一線上に位置付けられるとする。すなわち、ここでは、自動車という具体的な有体物を介して財産損害が生じていることは意味を持たないとし、その損害発生時の自動車の所在地がどこかという問題とはならないとする。自動車は移動するから、それを管轄の決定基準とすると、被告にとっての管轄の予見可能性が欠けもする。自動車の物理的な存在自体は、裁判所と事件との近さという観点からいっても、その所有権の証明や購入時点ほどには重要ではない。とりわけ、本件事案では、すべての買主に関して購入代金額の30%というように一律に損害額が算定されているからには、そうである。そして、むしろ正しい連結点は、目的物である自動車を買主の総体財産の一部とし、損害を惹起した行為であり、結果（損害）発生地はその法律行為の締結地であるとする（法務官意見書第71節～第74節）。

法務官意見書は、このように一応、売買契約の締結地の裁判所が国際裁判管轄権を有するとするが、さらに、この結論に有利な本件事案に特有な事情が存在するかを考慮しなければならないとする。そして、当該の自動車がオーストリアにおいて取得され、引き渡されたという点は、これだけではオーストリアの国際裁判管轄を根拠付けるためには十分ではなく、被告であるVWが、オーストリアにおいて、そのような取得がなされることがありうることを合理的に推測しうることが必要であるとする。ただし、付託裁判所であるクラゲンフルト地裁とは異なって、意見書はこの予見可能性は肯定されるとしている（法務官意見書第79節・第80節）。

3 判決本文

(1) 本判決もまず、不法行為地には原因行為地と結果発生地を含むことを確認した上で¹⁵、本件事案における原因行為地はドイツであるとする（本判決理由第23節・第24節）。次いで、結果発生地の損害結果には、第一次的損害からの派生的損害である総体財産の減少という意味での財産損害を含まないことを確認する（本判決理由第26節¹⁶）。

その上で、本事案でVKIが主張する損害は、自動車の取得者が支払った代金額と、排ガス排出量のデータを操作するソフトウェアの搭載に起因する実際の価値との差額に相当する問題の自動車の価値低下にあるとしつつ、これらの自動車は既に

15 前注(6)のZuid-Chemie事件判決第23節と前注(12)のTibor-Trans事件判決第25節を引用する。

16 前注(6)のMarinari,事件判決第14節・第15節と前注(12)のTibor-Trans事件判決第28節を引用する。

そのソフトウェアを装備していることにより瑕疵を帯びていることになるにもかかわらず、主張された損害は、実際の価値以上の価格での取得によるこれら自動車の取得の時点で初めて、実現したということになるとする（本判決理由第29節・第30節）。したがって、このような損害は、自らを損害を被ったと見る最終需要者による自動車の購入前には存在しなかったものであり、第一次的損害であって、元々は他の者が被った損害の間接的な派生的な損害ではない（本判決理由第31節）。

以上の限度では、本判決は法務官意見書に同調しているが、その先は後者とは異なり、この損害は純粋な財産損害ではないとしている。なぜなら、物的財貨との関連性なしに行われた金銭的な投資が、（投資先の債券の価値の低下によって）投資者の財産価値の金銭的な低下に繋がった従来判例の事案¹⁷におけるのとは異なっており、本件事案では、自動車すなわち物的財貨に関わる瑕疵が問題となっているからである。すなわち、本件事案では、純粋財産損害ではなく、問題の自動車の価値喪失に繋がり、排ガス排出量に関するデータの操作のためのソフトウェアの装備の露見とともに、そのような自動車の取得のために給付された支払の反対給付が、この瑕疵を帯びていて、それ故により低い価値しかない自動車であるということに由来する物的損害が問題となっている（本判決理由第32節～第34節）。そして、本判決は、そのような自動車の最終取得者の損害は、第三者からの当該自動車の取得とともに発生するとする（本判決理由第35節）。

(2) このように、本判決では、結果発生地の結果としては自動車の取得が、発生地としては取得地が目当てとされており、その物理的所在は考慮されていないのであるから、自動車の買主の損害が自動車と結び付いた物的損害であるとの性質決定は結果発生地の決定の上では意味を持たされていない。

そして、本判決は、取得地を目当てとすることは、ブリュッセルIa規則が重視している管轄の予見可能性という観点からも問題がないとする。すなわち、ある加盟国に営業所を有し、他の加盟国において流通に置かれた自動車に対して許されざる操作を加えた自動車製造者は、合理的な方法で、後者の国で訴えられることを予期しうる¹⁸。なぜなら、そのような製造者が、故意に、その者について妥当する法律の規定に違反する場合には、その者は、問題の自動車が、その自動車はその規定に沿っていると考えることが正当であり、次に、より低い価値しかない瑕疵ある物

17 前注(8)のKronhofer事件判決、前注(6)のKolassa事件判決、前注(13)のLöber事件判決を引用する。

18 前注(6)のKolassa事件判決第56節、前注(13)のLöber事件判決第35節を引用する。

を有していると気づく者によって取得されるということを計算に入れなければならないからである（本判決理由第36節・第37節）。

また、この解釈は、同じくブリュッセルI a規則が重視している裁判所と事件との場所的な近さと秩序的な司法運営という目標とも調和するという。なぜなら、国内裁判所は、発生した損害の額の決定に際して、その領域内で自動車取得された加盟国の市場条件を評価するように促されていると考えることがありうるからである。この加盟国の裁判所は、この評価の実施ために必要な証拠方法に最も容易にアクセスすることができるであろう（本判決理由第38節¹⁹）。

最後に、本判決は、取得地を当てとするこの解釈は、ローマII規則（契約外債務の準拠法に関する2007年7月11日付け欧州議会及び閣僚理事会規則第864/2007号）²⁰の考慮事由第7節で求められている同規則とブリュッセルI (a) 規則の一貫性の要請（ローマII規則の客観的適用範囲と規定はブリュッセルI (a) 規則と調和すべきであるとの要請）と調和するという。なぜなら、ローマII規則6条1項においては、不正競争行為に起因する契約外の債務関係には、その領域で「競争関係又は消費者の集団的利益が侵害された又はされるおそれがある」国の法が適用されるとされ、そのような国の領域が結果発生地とされているからである。グループとしての消費者の集団的利益を侵害しうるから、不正競争行為と捉えられる本件事案のVWの行為²¹は、この集団的利益を、その領域内で、瑕疵ある製品が各消費者によって購入される加盟国において侵害することがありうる。したがって、結果発生地とは、ローマII規則によると、そのような製品が購入される地である（本判決理由第39節²²）。

(3) 本判決は、以上から、付託問題に対して、ブリュッセルI a規則7条2号は以下のように解釈されると回答する。自動車が、製造者によって、ある加盟国において、違法に、排ガス排出量のデータを操作するソフトウェアを装備され、その後、他の加盟国において第三者の許で取得された場合、結果発生地は、後者の加盟国にある（本判決理由第40節）。

19 前注(12)のTibor-Trans事件判決第34節を引用する。

20 この規則の立法過程の研究として、不破茂『不法行為準拠法と実質法の役割』257頁以下（成文堂・2009年）参照。

21 VWの行為をそのようなものとして理解する際の参考判例として、Judgment of 28 July 2016, Verein für Konsumenteninformation, C-191/15, EU:C:2016:612, para. 42を引用する。

22 前注(12)のTibor-Trans事件判決第35節を引用する。

Ⅲ 学説による評価

1 原因行為地

(1) ブリュッセル I a 規則 7 条 2 号の不法行為地には原因行為地と結果発生地の双方を含み、原告はそのいずれの地でも任意に選択してその地の裁判所に訴えを提起することができるというのは確定判例であり、学説もこれを当然の大前提として議論の出発点に据えている。

そこでまず、原因行為地を問題とするが、法務官意見書も本判決も、それを、問題の不正ソフトウェアが自動車に装備された地、つまり被告 VW の本拠地であるドイツに位置付けている。その際、詳しい理由は述べられていないが、そのことの原因は、原告 VKI が、オーストリアの裁判所の国際裁判管轄権を根拠付けるために、結果発生地であることのみによって依拠していたことにあるように思われる²³。そして、学説もこのような法務官意見書や本判決の立場に賛成しているが²⁴、ただ、Stadler/Krüger のみは、詳しい理由付けとともにこれに反対しており²⁵、この反対説の方が説得的であると考えられる。

(2) 最初に、Stadler/Krüger は、VW は故意の良俗違反の加害行為ないし悪意の欺罔行為に基づいて訴えられていることを確認する。したがって、VW の加害行為は、自動車の（排ガス規制をクリアーする上での）許認可適格と排ガス値の EU 法適合性に関する誤った表示を行った点か、その裏返しになるが、（不正）操作ソフトウェアの装備に関する説明を義務に違反して行わなかった不作為にあることになる。

他方、Stadler/Krüger は、ドイツの国内の買主が VW を訴えた事件において、ドイツ連邦通常裁判所が、不正ソフトウェアを装備した自動車を流通に置いたという作為を目当てとしつつ、それを良俗違反の悪意の詐欺であり、買主に対する加害行為として損害賠償請求を認めた旨²⁶を指摘する。

23 Stadler/Krüger, Internationale Zuständigkeit und deliktischer Erfolgsort im VW-Dieselskandal, IPRax 2020, 512, 514.

24 Wagner, EuGVVO: Abgasskandal – Klage von Fahrzeugkäufern gegen VW in einem anderen Mitgliedstaat möglich, EuZW 2020, 724, 728; Thode, Internationale Zuständigkeit am Ort des Erwerbs für Klagen von Käufern eines rechtswidrig mit einer Software ausgerüsteten Kraftfahrzeugs gegen den Hersteller mit Sitz in einem anderen Mitgliedstaat, jurisPR-IWR 6/2020 Anm. 2, C.

25 以下の Stadler/Krüger の見解については、Stadler/Krüger, a.a.O.(Fn. 23), S. 514 f.

26 BGH, Urteil v. 25. 5. 2020, NJW 2020, 1962, Rdnr. 16-17, 25.

しかしながら、不正なソフトウェアの自動車への装備は流通に置くための準備行為に過ぎない²⁷。本判決や法務官意見書は、本件事案を製造物責任の場合と同様に考えているのかもしれないが²⁸、本件事案はそれとは異なる。なぜなら、ここでは自動車が低価値であって買主が損害を被ったことのみが問題となっているのであり、その自動車の欠陥によってさらなる人的、物的損害が生じたというわけではなからである。

(3) そうすると、悪意の欺罔行為ないしは自動車を流通に置く行為はどこで行われたかが問題となる。この点、Stadler/Krügerは、流通に置くということは、オーストリアにおいては、早く見ても、その総輸入代理店がオーストリアのザルツブルクで自動車の引渡しを受けた時点でしか認めることはできず、VWの本拠のあるドイツのヴォルフスブルクで自動車が出荷された時点に見ることはできないと指摘する。また、説明がなされなかった不作為を目当てとする場合でも、加害行為地は説明がなされるべきであった地²⁹、すなわちオーストリアにあることになる。

また、Stadler/Krügerは、本判決が原因行為地をドイツにあるとしながら、その末尾で結果発生地をオーストリアにあるとしている態度は相互に矛盾していると批判する。というのは、本判決は、VWの態度に不正競争行為を見ているが、不正競争行為の場合には原因行為地と結果発生地を区別することはほとんど不可能であるからである。つまり、両者とも市場地であると捉えるべきはずであるのに、本判決は両者をそれぞれ異なった地に位置付けているからである。

2 第一次的損害と派生的損害の区別

(1) 次に、結果発生地を問題とするが、不法行為の結果発生地の結果には第一次的損害、直接損害のみが含まれ、派生的損害、間接損害を含まないというのも確定判例であり、学説はこれも当然の大前提として議論の出発点に据えている。そして、付託裁判所であるクラーゲンフルト地裁は、本件事案の自動車の買主の被った

27 Kropholler/von Hein, *Europäisches Zivilprozessrecht*, 9. Aufl. 2011, Art. 5 EuGVO Rndr. 83a; Schack, *Internationales Zivilverfahrensrecht*, 7. Aufl. 2017, S. 131 Rdnr. 340.

28 EU司法裁判所は、製造物責任の場合には、原因行為地は製造地にあるとしている (Judgment of 16 January 2014, Kainz, C-45/13, EU:C:2014:7. 安達栄司「製造物責任訴訟の国際裁判管轄 (加害行為地の決定)」野村編著・前掲注 (1) 第2篇10事件)。ただし、流通に置かれた地を原因行為地とする反対説も有力であることにつき、本注掲記の安達教授の論考を参照。

29 Kropholler/von Hein, a.a.O. (Fn. 27), Art. 5 EuGVO Rndr. 83a; Schack, a.a.O. (Fn. 27), S. 131 Rdnr. 338.

損害は派生的損害ではないかとの疑念を抱いているが、法務官意見書も本判決も、これを第一次的損害と捉えた。そして、この点に関しては、学説も一致して法務官意見書や本判決の見解に賛成している³⁰。

クラーゲンフルト地裁は、Marinari事件判決を参照しつつ上記のような疑念を抱いている。他方、本判決は、そのほか、Dumez France事件判決とTibor-Trans事件判決を引用しつつ、付託裁判所とは逆の結論を導いている。そこで、これら三つの判決の事案と本件事案とを比べてみることにする。

(2) Marinari事件³¹では、刑事告発の結果、イタリアに居住する原告Marinari氏が、イギリスで逮捕され、拘禁された。その結果、イタリアにおいて、同氏の総体財産の減少が生ずることとなった。イギリスの裁判所から釈放された後、Marinari氏は、イギリスにいる告発人を、イタリアの裁判所に訴えて、イタリアで生じた財産損害の賠償を求めた。EU司法裁判所は、イタリアで発生した財産損害をイギリスでの第一次的損害（自由の剥奪）の派生的損害と性質決定し、イタリア裁判所の管轄を否定した。

次に、Dumez France事件³²では、フランスに所在するコンツェルンの親会社だが、フランス裁判所の前で、ドイツに所在する銀行に対して損害賠償請求訴訟を提起した。原告の主張は、被告銀行が、被告のドイツ子会社に対する信用供与を引き上げるとの告知をして、その結果、子会社が解散を余儀なくされたことにより、原告自身も損害を被ったというものであった。ここでも、EU司法裁判所は、原告の損害は他の者（ドイツ子会社）が被った直接損害からの派生的損害に過ぎないとして、フランス裁判所の管轄を否定した。

Stadler/Krüger³³は、Marinari事件では、一人の同一の者に生じた第一次的損害と派生的損害の区別が問題であったのに対し、本件事案では、別個の者（総代理店ないし独占小売商と需要者である最終消費者）にそれぞれ生じた損害の性質決定が問題となっているという点に、決定的な差異があると指摘する。他方、Dumez

30 Stadler/Krüger, a.a.O. (Fn. 23), S. 515 f.; Wagner, a.a.O. (Fn. 24), S. 728; Thode, a.a.O. (Fn. 24), C; Bachmeier/Freytag, RIW-Kommentar, RIW 2020, 606, 607; Lohn/Penners, Der Klägergerichtsstand nach Art. 7 Nr. 2 EuGVVO, EWS 2020, 35, 36.

31 Judgment of 19 September 1995, Marinari, C-364/93, EU:C:1995:289, paras. 2 to 4 and 21.

32 Judgment of 11 January 1990, Dumez France and Tracoba, 220/88, EU:C:1990:8, paras. 2, 3 and 22.

33 以下のStadler/Krügerによる両判決の分析については、Stadler/Krüger, a.a.O. (Fn. 23), S. 515 f.

France事件では、第一次的損害と派生的損害の法理が法的に異なった権利主体の間に適用されているとする。ただし、ここでは、親会社と子会社は経済的に密接に結び付いており、後者の損害は前者の損害に直結するという関係があるが、本件事案においては、総輸入代理店ないし独占小売商と最終消費者との間にはそのような関係は存在しない。むしろ、その損害は相互に排斥しあう。なぜなら、問題の自動車総輸入代理店の手許にある間に不正ソフトウェアの装備が露見すれば、それだけが損害を被り、最終消費者への譲渡後にそれが露見すれば、その最終消費者だけが損害を被るのであって、両者が同時に損害を被ることはないからである³⁴。

(3) 以上から、Stadler/Krügerは、管轄に関連しての第一次的損害と派生的損害の区別は、ある者の第一次的損害が、必然的に、他の者の派生的損害に繋がる場合にのみ、異なった権利主体に適用でき、損害が二つの権利主体の一方にのみ発生しうる場合には適用できないということが示唆されるとする³⁵。そして、この後者の場合に上記の区別の適用を否定した最近の判例として、Tibor-Trans事件判決³⁶を示す。

当該判決の事案では、ハンガリーの運送会社が、ハンガリーの独占小売商からトラックを購入したが、その購入価格はトラックの製造業者間の価格協定の結果、不当に高額なものであった。当該運送会社は、自己に対する売主ではないオランダのカルテル参加企業に対して、損害賠償請求訴訟をハンガリーの裁判所に提起した。EU司法裁判所は、原告により主張された損害は、「ハンガリーの独占小売商のような直接の買主に発生した、価格吊り上げの結果、売上が減少したかもしれないというような損害から派生した単なる経済的、金銭的な結果ではなく」「カルテルによる不当に高額な価格のために要した追加費用からなる直接損害である」とした。

本件事案は、このTibor-Trans事件判決の事案に類似している³⁷。したがって、本判決が前者の最終消費者の損害を第一次的損害と見たことは何ら不意打ち的ではなく、学説上も異論はない。

34 法務官意見書第41節（前述、II 2 (2) 末尾）も、ソフトウェアの不正が自動車が第1買主の手許にある間には露見せず、第2買主の手許にある段階で露見した場合には、第1買主には損害は発生せず、損害は第2買主の負担となるとして、類似の指摘をしている。

35 Stadler/Krüger, a.a.O. (Fn. 23), S. 516.

36 Judgment of 29 July 2019, Tibor-Trans, C-451/18, EU:C:2019:635, paras. 7 to 15 and 31.

37 Lohn/Penners, a.a.O.(Fn. 30), S. 20 も、EU司法裁判所は、Tibor-Trans事件判決を推し進めて、本判決を導いたと指摘する。

(4) のみならず、Stadler/Krügerは、ここでも、他の論者とは異なり、オーストリアの最終消費者の損害を派生的損害と見たとしても、オーストリアの裁判所の国際裁判管轄を根拠付けうることを指摘している³⁸。すなわち、このような見方をするときには、第一次的損害は総輸入代理店ないし独占小売商に生じたことになろうが、派生的損害を被った者も、学説上、第一次的損害が発生した地で訴えうることが認められている³⁹。そして、総輸入代理店ないし独占小売商はザルツブルグに本拠を有しているから、二次的被害者が訴える場合でも、土地管轄が異なることになるだけで⁴⁰、オーストリアに国際裁判管轄があることには変わりはないというのである。

3 結果発生地

i 従来の判例

(1) 結果発生地がどこにあるかを問題とする前提としては、何をもって結果（第一次的損害・直接損害）と捉えるかが明確になっていなければならない。この点、既に見たように、法務官意見書は、自動車の買主が被った損害を純粋財産損害（総体財産の減少）と捉えているのに対し、本判決はそうではなく、当該自動車という物的財貨の存在に拘っている。しかし、その本判決も、結果発生地の探求に当たって具体的に参照しているのは、純粋財産損害に関する判例である。そこで、ここで、本判決や法務官意見書が引用する純粋財産損害に関する従来のEU司法裁判所の判例が、結果発生地をどのようにして特定しているかを概観しておくこととしたい。

(2) まず、Kronhofer事件⁴¹では、オーストリアに居住するKronhofer氏が、ドイツに所在する投資相談会社と投資契約を締結し、投資資金をその会社のドイツにある投資口座に送金した。この会社はこの金の大部分を高リスクのコール・オプション取引に投資し、結局、投機に失敗した。Kronhofer氏は、損害賠償を求めて、当該会社をオーストリアの裁判所に訴えた。EU司法裁判所は、損害は第一次的には投資口座に発生したとの理由で、結果発生地はドイツであるとした。

38 Stadler/Krüger, a.a.O.(Fn.23), S. 516.

39 Kropholler/von Hein, a.a.O. (Fn. 27), Art. 5 EuGVO Rndr. 91; Leible, in: Rauscher, EuZPR/EuIPR, Bd. I, 5. Aufl. 2021, Art. 7 Brüssel Ia-VO Rndr. 122.

40 ブリュッセルI a規則7条の特別管轄規定は、国際裁判管轄と同時に、土地管轄をも定めた規定であるので (Leible, a.a.O.(Fn. 39), Art. 7 Brüssel Ia-VO Rndr. 4), このようなことになる。

41 Judgment of 10 June 2004, Kronhofer, C-168/02, EU:C:2004:364, paras. 5, 6, 17 and 21.

次に、Kolassa事件⁴²では、やはりオーストリアに居住するKolassa氏が（オーストリアの銀行を通じて）イギリスの銀行が発行する投資証券に投資したが、多数のターゲットファンドのポートフォリオからなるインデックスに連動するその投資証券の価値は零となった。そこで、Kolassa氏は、目論見書中の誤った情報のために投資をすることになったとの理由で、当該イギリスの銀行に対して損害賠償を求める訴えをオーストリアの裁判所に提起した。EU司法裁判所は、ここでは、結論として原告の住所地の管轄を認めている。すなわち、直接に損害が生じた銀行口座の所在する地が結果（損害）発生地であるとしつつ、この事案では特別な投資口座は設けられておらず、投資資金はKolassa氏の私的な口座から直接送金されていたので、その銀行口座のあるオーストリアが結果（損害）発生地であるとした。

Löber事件⁴³においても、オーストリア・ウィーンに居住するL夫人がKolassa氏と同種の投資証券に投資して損害を被ったので、目論見書の記載の瑕疵を理由にして、証券の発行元のイギリスの銀行に対する損害賠償請求の訴えをウィーンの裁判所に提起した。ただし、L夫人は、そのウィーンの銀行の口座からグラーツとザルツブルグに所在する別の2つのオーストリアの銀行にある同夫人の決済口座に送金した資金によって、オーストリアの銀行が引き受けていた問題の証券に対する投資をしていた。EU司法裁判所は、Kolassa事件判決と同様に、結果発生地の裁判所として、原告住所地の裁判所に管轄を認めている。その際、この判決に特徴的なことは、先例を引用するほか、本件では、以下のような特殊な事情が全体として相まって、オーストリア裁判所に管轄を認めることに寄与するとして、その事情を列挙していることである。すなわち、原告はオーストリアに住所を有する。本件事案において問題となっている投資案件のためのすべての支払は、オーストリアの銀行口座、すなわち、原告の個人的な銀行口座と、特にこの案件の実行に当てられた決済口座から行われた。さらに、原告は、当該投資証券をオーストリアの第二次的市場で購入した。原告は、オーストリアの銀行から入手した目論見書の記載からこの投資証券の内容について知り、この記載内容に基づいて、オーストリアにおいて、原告の財産に最終的に損失を及ぼすこととなった投資を行う義務を引き受けた。

最後に、本判決は引用していないが、法務官意見書は引用しており、この関連では著名な判決であるUniversal Music事件判決⁴⁴の事案では、オランダに所在する

42 Judgment of 28 January 2015, Kolassa, C-375/13, EU:C:2015:37, paras. 12 to 16 and 55.

43 Judgment of 12 September 2018, Löber, C-304/17, EU:C:2018:701, paras. 6 to 12, 31 to 33.

44 Judgment of 16 June 2016, Universal Music International Holding, C-12/15, EU:C:2016:449,

UM社がチェコのB&M社の株式を購入する旨の契約を同社とその株主との間で締結したが、その際、UM社を代理したチェコの法律事務所の手違いにより、同社の意図した契約条件が契約書に反映されなかった。そのため、問題の株式の売買価格に関して争いが生じ、その紛争は、最終的に、チェコの仲裁委員会の前でUM社が当初意図した金額の8.5倍の金額を支払うという和解が成立することによって解決した。UM社は、オランダの銀行のUM社の口座から、B&M社の株主がチェコに有する銀行口座に送金することによって当該金額を支払った後、チェコの法律事務所のシニアパートナーらを相手取って、オランダの裁判所に損害賠償請求の訴えを提起した。EU司法裁判所は、他の連結点が欠けている場合には、当該損害が専ら、直接原告の銀行口座で現実化し、他の加盟国で行われた不法な行動の直接的な結果である金銭的な損失にあるときに、その損害が発生した地を結果（損害）発生地と見ることはできないから、それはオランダではなく、和解が締結されたチェコであるとした。また、送金口座の所在地を基準としない実質的考慮として、原告は複数の口座のうちから選択する可能性を有していたことを指摘している。

(3) Kronhofer事件判決は、違法・不当な目的のために送金のなされた口座を基準としていると理解できるが、それには、加害者が被害者から送金を受けた金銭を他の口座に移し、そこから違法・不当な目的のために出金することがありうるから、加害者に管轄を操作する可能性を与えてしまうとの批判があった⁴⁵。また、Kolassa事件判決、Löber事件判決の2判決に関しても、被害者が複数の銀行口座を有している場合に、そのうちのどの口座から送金をするかは偶然の事情にかかっているとの指摘がある⁴⁶。つまり、そのような場合には、加害者側にとっての管轄の予見可能性が欠けるというのである。さらに、被害者が多数の（場合によっては多数の国に分散する）銀行口座から金を集めて初めて送金が可能になった場合、結果発生地を集めた金を集積して加害者に送金した口座の所在地とすることには、何ら合理性はないとも批判される。

ここで問題としているのは、個々の具体的な法的財貨に対する侵害がなく、被

paras. 5 to 15, 30 to 32 and 38.

45 von Hein, Deliktischer Kapitlanlegerschutz im europäischen Zuständigkeit, IPRax 2005, 17, 21; Mankowski, Entwicklungen im Internationalen Privat- und Prozessrecht 2004/2005 Teil 2), RIW 2005, 561, 562; Stadler, Der deliktische Erfolgsort als internationaler Gerichtsstand bei reinen Vermögensdelikten, Festschrift für Geimer, 2017, S. 715, S. 722.

46 この指摘と批判につき、Stadler, a.a.O.(Fn. 45), S. 722.

害者に経済的損害のみが生じていた場合である。そこで、その経済的利益の集積地（中心地）としての被害者の住所地が、その利益が減少した地として、結果発生地となるのではないかが問題とされ、住所地は、単に住所地であるとの理由だけでは、結果発生地とは認められないとされている。そして、Kolassa 事件判決は送金口座の所在を重視した。その際、住所と口座の所在との関係は不問に付されているが、学説上、後者の要素を重視すべきであるとの指摘がある⁴⁷。これに対し、Löber 事件判決は、オーストリアを結果発生地と認めるために、被害者の住所と送金口座の所在を指摘するだけでなく、種々の事情を列挙している。すなわち、ここでは種々の事情の総合考慮によって結果発生地を決定するという立場が示されており、これを支持する学説も有力である⁴⁸。

Universal Music 事件判決は、先に見たように、被害者による送金口座の操作可能性を理由に口座所在地を結果発生地と見することを否定している。学説上は、そう見るべきであるとする立場もあるが⁴⁹、一律に口座所在地を結果発生地と見ないこの判決は、被害者による送金という外形的行為にのみ着目するのではなく、既に、その他の事情（送金口座の操作可能性）を考慮に入れた上での総合考慮の必要性を示していると言え⁵⁰、Löber 事件判決へと繋がる流れの中に位置付けることができる。

ii 物的財貨と結び付いた財産損害

(1) 以上から分かるように、純粹財産損害（総体財産のみの減少）に関する事件において、従来の EU 司法裁判所の判例は、種々の事情を総合考慮して、結果発生地を探求する傾向にあると言ってよい。先に見たように、本判決の法務官意見書は、判例は、とりあえず一定の作為があった地を捉えて結果発生地とし、裁判所の事件への近さと管轄の予見可能性の観点から、当該事件に特有な事情を総合考慮して、その妥当性を検証するという方法を採用しているとするが、とりあえずの地を

47 Steinrötter, Der notorische Problemfälle der grenzüberschreitenden Prospekthaftung, RIW 2015, 407, 411.

48 Thiede/Lorschneider, Die internationale Zuständigkeit für Ansprüche von Anlegern aus Prospekthaftung, EuZW 2019, 274, 280.

49 Sujecki, Rechtsprechung des Europäischen Gerichtshofs zur EuGVVO 2016, EWS 2017, 84, 86.

50 Bach, Deliktsgerichtsstand am Erfolgsort bei reinen Vermögensschäden, NZG 2016, 794, 795.

判断ないし決定する基準があるわけではないから、最初からの総合評価といっても、とりあえずの結果発生地の総合評価による検証といっても特段の差異はないように思う。なお、総合考慮に関しては、原告ないし被害者の住所地、契約締結地、目的物の引渡地、送金口座の所在地等々のような具体的な事実の行われた（生じた）地という検証対象の問題と、管轄の予見可能性、裁判所の事件への近さとか当該事項の操作可能性（容易さ）といった検証基準の問題とが区別されうることに留意が必要である。

ともあれ、法務官意見書は、本件事案も純粋財産損害の事例であるとした上で、それに純粋財産損害の場合の結果発生地の決定方法を適用している。他方、本判決は、問題の自動車の実際の価値と実際に支払った代金額との差額を買主の損害と捉える点では法務官意見書と見方を同じくしているが、本件事案の買主の損害を純粋財産損害とは見ていない。しかし、これも先に見たように、損害が自動車という物的存在と結び付いていることは結果（損害）発生地の決定の上で何らの意味も持たされておらず⁵¹、その決定は、自動車の所在地ではなく、取得地という検証対象、つまり、とりあえず定められた結果発生地に関する、管轄の予見可能性と裁判所と事件との近さという検証基準によるその妥当性の検証という法務官意見書の採用する方法とはほぼ同様の方法によっている。そうであれば、最初から本件事案も純粋財産損害の1事例と捉えて、諸事情を総合考慮するということで特段の差し支えはないというべきであろうし、学説上もそのような立場が多いと言える⁵²。

(2) 上記のように、本判決は自動車の取得を第一次的損害と、取得地を結果発生地と見ているが、これに関しては、なぜ取得時に損害が発生したことになるのかが不明確であるとの批判がある。瑕疵ある自動車を取得しても、それが露見しないまま転売できれば、最初の買主に損害はないからである⁵³。また、何よりも、取得とは何か不明確であると指摘される⁵⁴。

51 Armbrüster, Schadensersatzklage gegen VW wegen Dieselskandal auch in EU-Mitgliedstaat des Erwerbs des manipulierten Kfz, EWIR 2020, 573, 574は、純粋財産損害か否かの性格付けは、結論について影響のない大きな議論の誘因となるとする。

52 Stadler/Krüger, a.a.O. (Fn. 23), S. 517 ff.; Bachmeier/Freytag, a.a.O. (Fn. 30), S. 607; Lehmann, Anmerkung, NJW 2020, 2872. これに対し, Wagner, a.a.O. (Fn. 24), S. 728は、本件事案を純粋財産損害とは見ない点も含めて、本判決に賛成するようである。

53 Lohn/Penners, a.a.O. (Fn. 30), S. 36. なお、前述、III 2 (2) 末尾のStadler/Krügerの見解と前注 (34) の法務官意見書の指摘も参照。

54 Lohn/Penners, a.a.O. (Fn. 30), S. 38; Lehmann, a.a.O. (Fn. 52), S. 2872; Lempp, EuGH:

これに対し、法務官意見書は、売買契約の締結地を結果発生地の検討の出発点に据え、多少は、より具体化している。これは、買主にとって不利な契約を締結させられてしまったことそれ自体を損害と捉えているのである。自動車のパンフレットや売買契約書における誤った記載、または、不正なソフトウェアの搭載の不記載を原因として、後に不正が発覚して支払った代金額に見合った価値がないと判明する自動車を取得する者は、詐欺にかかって粗悪な商品売りつけられた被害者買主やミスリーディングな記載内容のある目論見書につられて高リスクの金融商品へ投資してしまった投資者と同様の立場にあると考えるのである。この立場からは、その後の代金の支払や、自動車の取得は、単なる契約の事後的な実施行為に過ぎないことになる。

以前言及した、不正ソフトウェアを装備した自動車を流通に置いたという作為を詐欺と捉えて加害行為を認めたドイツ連邦通常裁判所の判例は、その加害行為に対応する損害を売買契約の締結に見て、以下のように強調している⁵⁵。「賠償責任を基礎付ける行動により、それがなければ締結しなかったであろう契約を締結するようにさせられた者は、給付と反対給付とが客観的に見て価値的に釣り合っているとしても、その給付がその者の目的にとり完全には役に立たないということによって、財産損害を被っている。ただし、この側面の下において財産損害を肯定するには、諸般の事情を考慮して、取引の通念上、契約の締結が不合理であり、具体的な財産利益に適合しておらず、それでもって不利なものと思われるということが前提となる。」

ただし、契約の締結を損害と捉えることとしても、次にその締結地とはどこかという問題が直ちに生ずる。特に、隔地取引の場合には困難が大きい。何らかの基準により、いずれかの国の実質法を準拠法とすることとし、それによって承諾の意思表示を送った地、あるいはそれが到達した地が契約締結地となると結論付けることができたとしても、それらの地は偶然によって定まったり、操作を受ける可能性があったりしうる⁵⁶。

(3) 売買契約だけでは、買主は自動車に事実的な支配を及ぼすことはできないから、取得とはそれが買主の総体財産の中に流入したことを意味するという捉え方はありうる。しかし、総体財産への流入とは具体的に何を意味するか。法律的な所有権の移転であるとし、いずれかの国の実質法をその準拠法とすることとしても、そ

Internationaler Gerichtsstand bei der Herstellerhaftung (VW), NZV 2020, 645.

55 BGH, Urteil v. 25. 5. 2020, NJW 2020, 1962, Rdnr. 46-48.

56 Stadler/Krüger, a.a.O. (Fn. 23), S. 518.

れには意思主義や形式主義などの異なった立場がありうるから、所有権の移転が何時あったか、それがどこで行われたかに関しては、自動車の場所的移動が容易であることもあいまって、やはり判断が困難であったり、偶然に左右されるという問題がありうる⁵⁷。

そこで、法律的な所有権の移転よりも、現実の引渡しを目当てとするということが考えられるが、買主が目的物たる自動車をヴォルフスブルクまで引き取りに赴くか、それがオーストリアにいる買主に対して発送されるかで、どれほどの違いがあるべきなのかと指摘される⁵⁸。

(4) 一応見出された結果である結果発生地の妥当性を検証する基準である事件と裁判所との近さも、あまり役には立たないと批判される⁵⁹。すなわち、事件に近いとは、証拠の集積地に近く、それ故、当該裁判所が適正な裁判を迅速になしうる立場にあるとの趣旨であるが、この視点を重視すると、どの裁判所が証拠に近い立場にあるかを個別事件ごとに具体的に検討することになりがちである。というのは、個別事件において何が争点となるかに応じて、具体的に証拠調べに適した国は異なってくるからである。しかし、個別具体の事件において何が争われているか、事件記録からEU司法裁判所には全く知られていないのである。また、個別事件ごとに検討するというやり方は、管轄規範の自律的解釈の原則とも調和しないと指摘される。

このような批判をする見解は、事件への近さは、不法行為地管轄を一般的に正当化する視点に過ぎず、個別事件においていずれの地の裁判所に管轄を認めるかの判断のための視点とはならないと結論付ける。そして、せいぜい、特定の不法行為類型に関して一般的にのみ、結果発生地（と原因行為地）が考える事件と証拠との近さに基づいて探求されうると結論付ける。

上記のうち、EU司法裁判所には何が具体の争点かは知られていないという点は、確定された事実に基づいて具体的な事件の解決を示すのは当該裁判所の役割ではないのであるから、批判としては不適切であろう。また、管轄規範の自律的解釈とは、管轄規範の概念は、各EU加盟国の国内法の文言とは関係なく、EU法独自の立場からその内容を定めなければならないとの意味であるから、どの裁判所が事

57 Stadler/Krüger, a.a.O. (Fn. 23), S. 518.

58 Lehmann, a.a.O.(Fn. 52), S. 2872.

59 Stadler/Krüger, a.a.O. (Fn. 23), S. 518. なお、Stadler/Krügerは指摘していないが、本件の、法務官意見書第59節・第60節が同趣旨の議論をしていることにつき、前述、II 2 (4) 末尾参照。

件に近いかを個別事件ごとに探求することはそれと不調和であるというのは趣旨不明ではなからうか。むしろ、個別事件ごとの審査の問題点は、管轄審査が必要な訴訟の初期の段階では、当該訴訟の争点は必ずしも明らかではなく、明らかであっても争点は訴訟の進行につれて動くことがありうるという点にあるのではなからうか。それ故、やはり、個別事件における事件と証拠への近さは、見出された結論の妥当性の検証のための基準の一つに過ぎないというべきであろう。

(5) 結局、結果発生地の結果として考えるものには、それぞれに問題があるから、純粋財産損害の事案に関する従来EU司法裁判所の判例の傾向に沿って、種々の事情の総合考慮によってそれを決するとせざるを得ないように思われる。すなわち、純粋財産損害の場合の結果発生地の探求は、事案に即して、多くの検証対象を取り上げ、それらを複数の検証基準に即して、多面的、総合的に考察して行く必要があるとしか言いようがないように思われる。

本判決の事案のように、総体財産の減少が具体的な瑕疵ある有体物を介して発現する場合も、純粋財産損害の場合の一例として、結果発生地の探求は上記と同様に処理されるべきである。その際、検証対象として、法務官意見書では契約締結地のほか、自動車の取得地（所有権の取得地？）、引渡地に言及されているのに対し、本判決では取得地しかあげられていない⁶⁰。本判決も、明示的には言及してはいたなくとも、引渡地なども考慮したのではないかとも思われるが、この点は法務官意見書の方が妥当である。もっとも、いずれにせよ、ここにあげたすべての検証対象はオーストリアに所在するから、本判決の結論は正当であり、学説もすべて賛成している⁶¹。

本判決は、事件への近さないし証拠調べの便宜という視点からも取得地を結果発生地とする立場は適切であるとするが、法務官意見書が指摘するように、損害額が一律に購入金額の30%とされている本件事案では、その損害額は大きな争点とはならないことが予測されるから、オーストリアにあるとされる結果発生地の妥当性を検証するための重要な基準とはならないであろう。そして、にもかかわらず、買

60 先に、本判決も、結果発生地の決定について法務官意見書と「ほぼ」同様の方法によっているとしたのは、この趣旨である。なお、Lehmann, a.a.O.(Fn. 52), S. 2872は、契約締結地、履行地（引渡地）のほか、買主の住所地、自動車の通常の利用地のほか、売主が当該の型式の自動車を流通に置いたということが必要であるとする。

61 前注(52)掲記文献。Lohn/Penners, a.a.O.(Fn.30), S. 37は、Kolassa事件判決に準じて、代金を送金した口座所在地を結果発生地と見るとか、不正が露見した時点の自動車の所在地や登録地を結果発生地と見る余地もあるとする。

主住所地である結果発生地の管轄が認められたのには、弱者保護という考慮が働いたためではないかと指摘される⁶²。

これに対し、法務官意見も本判決も指摘しているように、管轄の予見可能性は重要な視点であり、本件事案において、VWにとり、オーストリアの訴訟に関しても予見可能性の視点の下に問題がないことは言うまでもない。ただし、本件事案の自動車の買主の中には中古自動車の買主も含まれており、その買主にも本判決がそのまま妥当するかが問題とされているが⁶³、VWにとり予見可能性のない国で自動車が転売されたということがあれば⁶⁴、その転買主に関しては本判決の法理は当てはまらないということになるかもしれない。

なお、本判決がローマⅡ規則6条1項を援用することに対しては、結果発生地との関連でも的外れであると批判されている⁶⁵。ここでは損害賠償が問題となっているのに対して、ローマⅡ規則6条2項は（濫用的な契約条項に対する消費者団体による）差止請求に関する規定であるからである。

Ⅳ 日本法への示唆

(1) わが国の民事訴訟法3条の3第8号も、国際裁判管轄規定として、不法行為地の特別管轄を定めている。そして、この不法行為地には加害行為地と結果発生地とを含むとするのが一致した見解である。これに対し、結果発生地の結果は第一次的損害、直接損害に限るかに関しては、それに限定されるとの立場が多数説であるが、派生的損害、間接損害でも差し支えないとの少数説も有力に主張されている⁶⁶。

62 不法行為地の特別管轄は弱者保護の視点とは関係がないというのがEU司法裁判所の確定判例であるが (Judgment of 25 October 2012, Folien Fischer and Fofitec, C-133/11, EU:C:2012:664, para. 46), ここでは、その視点が働いているというのである。Lehmann, a.a.O.(Fn. 52), S. 2872.

63 中古車に関しても妥当とするものとして、Wagner, a.a.O.(Fn. 24), S. 728. それを疑問とするものとして、Thode, a.a.O.(Fn.24), D. 後者は、損害は既に最初の買主の許で発生していることを理由とするが、その許で不正が露見していなければ（露見していないから、転売が可能であったのであろう。）、この理由は疑問である（前注(53)およびその付記箇所参照）。むしろ、疑問である理由は、本文に述べたように、VWにとっての予見可能性の欠如に求められるべきであろう。

64 もっとも、ここで問題にしているのは、所詮、EU域内の事柄であるから、實際上、予見不能ということはないと言うべきかもしれない。

65 Wagner, a.a.O. (Fn. 24), S. 728; Lehmann, a.a.O.(Fn. 52), S. 2872.

66 この点に関しては、藪口康夫「不法行為に関する管轄」小林秀之編集代表『国際裁判管轄の

(2) わが国においては、従来、純粋財産損害の場合の国際的な隔地的不法行為に関して、その結果発生地の問題を自覚的に検討することはあまりなされてこなかった。そのことの要因としては、従来、不法行為地（結果発生地）が問題となった国際的な純粋財産損害に関わる判例が乏しかったことがあると思われる。しかし、私は、EU司法裁判所の判例を紹介・検討する論考で、わが国でも今後はそのような事件が問題となる可能性は十分あることを指摘した⁶⁷。

本判決の事案は、物的財貨を介して財産損害が発生したという点で、これまでの純粋財産損害に関する事案とは多少異なっている。しかし、このような類型の事件も、今後わが国で問題となる可能性はあると思われる。

本判決で問題となっているのと同様な不正ソフトウェアを装備したディーゼルエンジン搭載のVWの自動車は、わが国に正規輸入されたものの中には1台もなく、正規ルートを通さずに輸入されたものの中に36台存在しただけである⁶⁸。そして、その36台に関しても、わが国でVWを相手取って損害賠償を請求する訴訟が提起されたということはないようである。しかし、海外で製造された輸入物の偽ブランド品を掴まされるとか、海外の企業がVWと類似の不正を行い、その不正を帯びた製品が輸入されて、それを購入した日本の最終消費者が損害を被るという事例は、いくらでも考えられるのではなからうか。

また、ごく最近新聞報道された事件としては、三菱電機が、鉄道車両の空調設備を出荷する際、架空のデータを用いて検査を適正に実施したように装っていたことが判明したというものがあった⁶⁹。しかも、同社は、鉄道の空調分野で海外展開もしているそうである。そうであれば、三菱電機が、この空調設備に関連して、海外において訴えられて敗訴判決を受け、わが国でその判決の承認が求められることになれば、間接管轄の形でではあるが、本判決で問われているのと同様の問題が問われることになりうる。また、その新聞報道によれば、ほかにも製品データの改ざんや製品検査の不正の事件が相次いであった旨が指摘されている。

(3) 先に指摘した不法行為の結果発生地の結果に派生的損害、間接損害を含むという見解は、不法行為全般に関し、種々の事情を総合評価して結果発生地を定める

理論と実務』127頁、132頁以下（新日本法規・2017年）、浜辺陽一郎「国際裁判管轄と国際不法行為」小林編集代表・前掲282頁、285頁以下参照。

67 野村・前掲注(2) 33頁以下。

68 前注(4) 掲記のウェブサイト参照。

69 朝日新聞2021年6月30日付け朝刊。

ことになるのであろう。これに対し、派生的損害を排除する見解は、物的損害の発生した地を直截に結果発生地と認めるのを原則としつつも、純粹財産損害の場合には、種々の事情を総合評価することになる。すなわち、純粹財産損害の場合に限っては、いずれの立場に従っても、同じようなアプローチにならざるを得ないであろう。物的財貨を介して財産損害が生じた場合も同様である。いずれにせよ、その際にはEU司法裁判所の判例とそれをめぐる議論は、わが国でも十分参考になると思われる。